

廃炉発官R5第109号
令和5年10月20日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

2026年3月までの3年分の放射性廃棄物等の想定保管量を反映させる。併せて、一部の一時保管エリアの名称及びBG程度の瓦礫等の運用方法を変更する。想定保管量の反映及び運用方法の変更に伴い、以下の通り変更を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第3編 (保安に係る補足説明)

2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明

2.1 放射性廃棄物等の管理

2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理

- ・ 2026年3月までの3年分の放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映
- ・ 伐採木エリアにBG程度と同等の瓦礫類 (除草作業で発生した草等) 及び使用済み保護衣等の保管運用に関する反映
- ・ 一時保管エリアが隣接するエリアの統合に関する反映

2.2 線量評価

2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量

- ・ 伐採木エリアにBG程度と同等の瓦礫類 (除草作業で発生した草等) 及び使用済み保護衣等の保管運用に関する反映
- ・ 一時保管エリアが隣接するエリアの統合に関する反映
- ・ 記載の適正化

以 上